

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

保健福祉課からのお知らせ

マザーリーフ（不妊治療費助成事業）の申請はお済みですか？

町では不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、不妊治療費の一部助成を実施しています。

申請は原則、不妊治療を行った年度内に行ってください。今年度治療分の申請は平成30年3月31日までとなっておりますので、まだ申請をされていない方は、忘れずに申請してください。

《助成内容》

○特定不妊治療（顕微授精・体外受精）

→北海道で実施している「特定不妊治療費用助成」に上乗せし、1回あたり15万円・通算150万円を限度に助成します。

○人工授精

→1年度当たり5万円を限度に通算2年まで助成します。
※上記の治療内で男性不妊手術を行った場合、その手術費用についても助成の対象となります。

《手続きに必要な書類》

- ①助成金交付申請書、②印鑑、③通帳
- ④医療機関が発行する不妊治療に係る領収書（写し可）
- ⑤道が発行する交付決定通知書（写し可）

※北海道特定不妊治療費用助成事業に対象とならない場合は、不妊治療受診に関する証明書が必要です。
※申請書・不妊治療受診に関する証明書は保健福祉課、又は町ホームページからもダウンロードできます。

《申請方法》

必要書類をご持参の上、保健福祉課（3番窓口）にて申請してください。

● お子さんの予防接種はお済みですか？

- 乳幼児期は、抵抗力が弱く感染症にかかりやすい時期ですが、予防接種を受ける事で防ぐことのできる病気があります。予防接種の対象時期を確認しましょう。

● ○麻しん・風しんについて

- 麻しんと風しんは、感染力が大変強く、脳炎などの命に関わる重い合併症を引き起こします。風疹は妊婦さんがかかると、出生児が先天性風しん症候群を発症する可能性があります。対象の時期が来たらすぐに接種しましょう。

● 【対象年齢・回数】

- 第Ⅰ期→1歳～2歳未満：1回
- 第Ⅱ期→5歳～6歳（小学校入学前の1年間）：1回

● パブリックコメントのご案内

- 町では障がいのある人の自立と社会参加などの効果的な展開に向け、障害福祉サービスに係る給付の見込量やサービス提供体制の計画的な整備の推進を図ることを目的に、平成30年4月1日から新たな計画期間となる下記福祉計画の素案を策定いたしました。

- 策定した素案について町民の皆様からのご意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施しますので、皆さまのご意見をお寄せ下さい。

● ○計画名：

- 「新冠町第3次障害者基本計画
- ・第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画」

● ○閲覧方法：町ホームページ・保健福祉課窓口

● ○意見の募集期間：平成30年2月26日～3月9日

●問い合わせ先 保健福祉課保健福祉グループ ☎0146・47・2113

町民生活課からのお知らせ

交通災害共済組合の解散のお知らせ

日高地区交通災害共済組合は、平成31年3月31日で解散することが決定しました。

このことから、平成30年度は、加入申込は行わず、平成29年度に加入されて交通事故に遭われた方のお見舞い金（3～80万円）の支払いのみとなります。

なお、請求期限は交通事故に遭ってから1年間となりますので、ご注意ください。

○加入申込

平成29年度分で終了。（平成29年4月1日において、当町に住民登録されている平成17年4月2日から平成28年4月1日生まれの幼児・児童は町費で加入しています。）

○対象となる交通事故

日本国内における、自動車・原動機付自転車・自転車などによる道路上での交通事故で、過失に基づく自損行為を含みます。

第10回特別弔慰金請求期限が近づいています。

戦没者等の死亡当時のご遺族に対し、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、請求により額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

【基準日】平成27年4月1日（基準日に生存していたこと）

【請求期限】平成30年4月2日まで

国民年金保険料の前納早割について

保険料の納付は、口座振替や前納・早割制度を利用することで保険料が割引されます。ご利用される場合は、提出期限がありますので、お早目にお手続きください。

●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ ☎0146・47・2112

● ごみの不法投棄について

- ごみの不法投棄は犯罪です。廃棄物処理法により5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金が課せられます。さらに、法人などの場合は、3億円以下の罰金が課されることがあります。例え、所有地であっても不法投棄となりますので、町で定められたごみの分別により適切に排出してください。

● 野焼きについて

- コンクリート管や土管、ドラム缶などで、ごみ焼却を含む「野焼き」した場合は、5年以下の懲役、もしくは、1,000万円以下の罰金が課せられますので絶対やめましょう。

- なお、例外として、枯草焼き、稲わら焼きなど農家の火入野焼きは認められておりますので、火入れの申し込みは、役場産業課への事前の届け出をしてください。

● 犬への登録及び狂犬病予防接種について

- 犬を飼った時は、町へ登録が義務付けられています。登録料は1頭3,000円です。また、狂犬病予防接種は毎年接種する義務があり、登録や予防接種をしていないと、20万円以下の罰金に処せられることもあります。予防接種を受けていなく、人や馬などを噛んだ場合、多額の賠償金を請求されることがありますので、必ず登録や予防接種を受けるようにしてください。



健康カレンダー

（お問い合わせ先：保健福祉課 ☎0146・47・2113）

月日	時間	事業名	場所
2月14日(水)	13:00~16:30	フッ素塗布	保健センター
2月19日(月)	13:00~15:30	母親学級キレイ☆ママる〜む	保健センター
2月24日(土)	受付 8:30~9:00 10:00~10:30 12:30~13:00 13:30~14:00	婦人科検診 (乳がん、子宮頸がん検診)	保健センター
	受付10:00~ 受付12:50~	4・7・12ヶ月児健康診査 1歳6ヶ月・3歳児健康診査	
3月6日(火)	受付13:10~	B C G 予防接種	保健センター
	13日(火)	フッ素塗布	
	27日(火)	受付10:00~ 受付13:00~	

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

- ☆横内 光枝 (古布2箱)
- ☆藤原 則行 (古布1袋)
- ☆村上 博将 (カット布4袋)
- ☆藤田 一行
- (じゃが芋5箱、長芋2箱、人参1箱、ごぼう4袋)
- ☆ボランティアグループちよぼら (カット布10袋)
- ☆ボランティアグループあゆみ (カット布1箱)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

- ☆村本 サヨ (30,000円)
- ☆大森 和子 (100,000円)
- ☆上井 武光 (50,000円)
- ☆野垣 陽子 (30,000円)

●福祉事業に役立ててと

- ☆社会福祉法人ふくろう会 (6,283円)

建設水道課からのお知らせ

屋根からの落氷雪、気温-3～+3度が要注意！

毎年、沿道建物からの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。冬期間の通行を円滑にし、事故を防止するため、以下のことにご協力ください。

- ①発生が懸念される沿道建物→雪止めを設置。
- ②落氷雪が起きたら→直ちに事故が無いかを確認し、通行の支障にならないよう排除。

- ③雪は道路に出さない→交通事故や交通障害防止のため、落氷雪や敷地内の積雪は道路に出さない。
- ④事故から子どもを守る→軒下で子どもを遊ばせない。

●問い合わせ先

- 室蘭開発建設部浦河道路事務所(国道) ☎0146・22・2206
- 室蘭建設管理部門別出張所(道道) ☎01456・2・5231
- 建設水道課管理グループ(町道) ☎0146・47・2518